

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、「フィル＝共存共栄」というアイデア(企業理念)のもと、株主、取引先、社員等、すべてのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識し、整備を進めております。この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高橋 伸彰	1,704,000	31.50
日本郵政キャピタル株式会社	280,000	5.18
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NORTHERN TRUST GUERN SEY NON TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カस्टディ業務部)	150,000	2.77
能美 裕一	130,000	2.40
日本証券金融株式会社	127,000	2.35
永井 崇久	101,000	1.87
新川 浩二	100,000	1.85
株式会社SBI証券	92,100	1.70
真鍋 康正	90,000	1.66
合同会社NOB	90,000	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 11月

業種 更新 建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数 <small>更新</small>	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <small>更新</small>	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <small>更新</small>	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	9名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大津武	他の会社の出身者											
前川雅彦	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大津武			流通・サービスに関する経営戦略・マーケティング全般、商業施設開発・運営他、豊富な経験と知識を有しており、その経験と知識に基づいた経営の監督とチェック機能を期待するため選任したものであります。
前川雅彦			会社経営及び財務・金融・投資に関する豊富な知見を有しており、その経験と知識に基づいた経営の監督とチェック機能を期待するため選任したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、いわゆる三様監査(監査役監査、内部監査、監査法人監査)の実効性を高め、かつ監査の質的向上を図るため、三者間での監査計画・監査結果の報告、意見交換、期末監査時の立会等を実施し、相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川野恭	税理士													
西野比呂子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川野恭		当社は、川野氏と平成20年4月より顧問税理士契約を締結していましたが、平成25年7月に顧問税理士変更に伴い同月に解除しております。	税理士及び不動産鑑定士の資格を有しており、財務及び会計、税務、不動産に関する相当な知見を有しております。
西野比呂子			弁護士として豊富な経験及び幅広い見識を有しており、コンプライアンスの観点から当社の監査体制の強化に貢献いただけるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新** ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値の向上を目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 **更新** 社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社グループの役員及び従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、当社の企業価値・株主価値の向上を目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 **更新** 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

報酬等の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で承認いただいた報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により個別の報酬額の決定を代表取締役社長へ一任しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役や社外監査役が会社情報を共有する方法として、取締役会の出席及び代表取締役社長への面談を行なっております。また、常勤監査役が取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧した内容、重要な会議に出席して得た内容を社外取締役及び社外監査役に共有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

- 1) 取締役会
当社の取締役会は7名で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、取締役会規程に則って、経営方針やその他重要事項について審議及び意思決定を行うほか、取締役による職務執行状況を確認しております。取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、都度臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。
- 2) 監査役会
当社は、会社法に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)により構成され、毎月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて随時開催しております。各監査役はガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、期初に立案した監査方針と監査計画に従い、取締役会への出席やその他重要な会議への出席、内部監査室や会計監査人との情報交換や連携により業務監査や会計監査を補完し、監査役監査機能の強化に努めております。
- 3) 内部監査
代表取締役社長直轄の内部監査室は、内部監査人2名で構成されております。年間の内部監査計画に伴い、各部門の業務の適合性だけでなく有効性を考慮した監査を実施し、改善を提案しております。監査結果は代表取締役社長に報告され、フォローアップ監査により改善状況を確認しております。

4) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

5) 顧問弁護士

法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け、検討・判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業経営に関する豊富な経験を兼ね備えた社外取締役1名、企業経営及び財務・金融・投資に関する豊富な知見を兼ね備えた社外取締役1名、専門的な知識を兼ね備えた社外監査役2名を選任しており、外部からの客観性・中立性を確保した経営監視機能を備えたコーポレート・ガバナンス体制が整備されているものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り、早期の発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年2月下旬とし、他社の株主総会開催日との重複を避け、平日の開催を予定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は現在、電磁的方法による議決権行使の方策を導入しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は現在、議決権電子行使プラットフォームに参加しておりませんが、株主の利便性を勘案しながら検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は現在、招集通知の英文提供を行っておりませんが、今後外国人株主の状況を鑑みて、検討してまいります。
その他	株主総会の開催場所は利便性のある場所のホール等を確保する予定であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項であるものと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、開催してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項であるものと考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ内にIRサイトを開設し、決算短信、有価証券報告書、その他適時開示資料を適時掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役経営管理部長を責任者とし、経営管理部内にて適切なIR活動を実施してまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念である「フィル＝共存共栄」を全ての企業活動の礎とし、事業に関わる全ての人にとって持続的な幸せを享受できる社会を創っていくために、法令を順守し社会規範に準拠した上で、経営の健全性及び透明性を高めていくことが重要であると認識しております。また、そのことがお客様や取引先、株主といったステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上につながるものと考えております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方の中で、正確かつ公正なディスクロージャーに努め、株主をはじめとするステークホルダーに対し、誠実な対応と透明性の高い経営を行うことが重要と位置づけております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社におきましては、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、当社グループの取締役、及び使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するため、当社グループに適用する企業行動指針、企業倫理規程、コンプライアンス規程等を定め、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行う体制を構築する。
- (b) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。
- (c) 「リスク管理規程」に当社グループ全体のリスク管理に関する規定を定め、リスク管理に対する役職員に対する周知徹底及び全社横断的な調査・監督指導を行う。
- (d) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関わる重要決定事項の通達、実務上の課題の洗い出し並びに問題点の検討を行うとともに、日常的な啓蒙活動等を通じて、全社的なコンプライアンス活動を推進する。
- (e) 財務計算に関する書類その他の情報の適正を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の整備を行う。
- (f) 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした態度で臨む。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報について、「文書管理規程」に従い、情報類型毎に保存期間・保存方法・保存場所を定め、文書又は電磁的記録の方法により閲覧可能な状態で、適切に管理を行う。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 業務遂行に伴うリスクのうち当社グループの経営に重大な影響を及ぼし得る主要なリスク(知的財産権、情報、訴訟事件等)について、「リスク管理規程」を定め、個々のリスク管理に係る体制及びこれらのリスクを統合し管理する体制を整備する。
- (b) 「リスク管理規程」に有事対応体制について定め、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続及び早期復旧の実現を図り、かつ経営基盤の安定と健全性の確保を図る。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- (b) 当社グループの取締役の職務分担及び担当部門の分掌業務並びに職務権限を適切に配分する。
- (c) 当社グループの重要な業務執行に関する事項について取締役間及び部長会議で協議し、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。
- e 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- 当社グループ全体のリスク管理の方針を「リスク管理規程」に定め、当社グループ全体の業務の適正性を確保するための体制を構築するとともに、当社の内部監査部門による内部監査規程に基づく監査を実施することにより、当社グループの業務の適正性を確保する。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとする。
- g 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え次に定める事項を報告する。
- イ 会社経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
- ロ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ハ 重大な法令・定款違反
- ニ その他コンプライアンス上重要な事項
- 当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (b) 監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、意見を表明する。
- (c) 監査役及び監査役会は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるほか、取締役及び使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- (d) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、又はその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
- h 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- i その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役は、監査役職務の遂行にあたり、本社各部門及び支店その他の営業所に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。
- (b) 監査役は必要に応じて各種会議、打合せ等に出席することができる。
- (c) 監査役は監査内容について情報交換を行うため、内部監査人及び会計監査人と連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対して屈せず、反社会的勢力からの経営活動の妨害や被害、誹謗中傷等の攻撃を受けた対応を経営管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をする。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ 「フィル・カンパニー行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全職員の行動指針とする。

ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理部を統括管理部署とする。

ハ 「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部専門機関との密接な連携関係を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新**

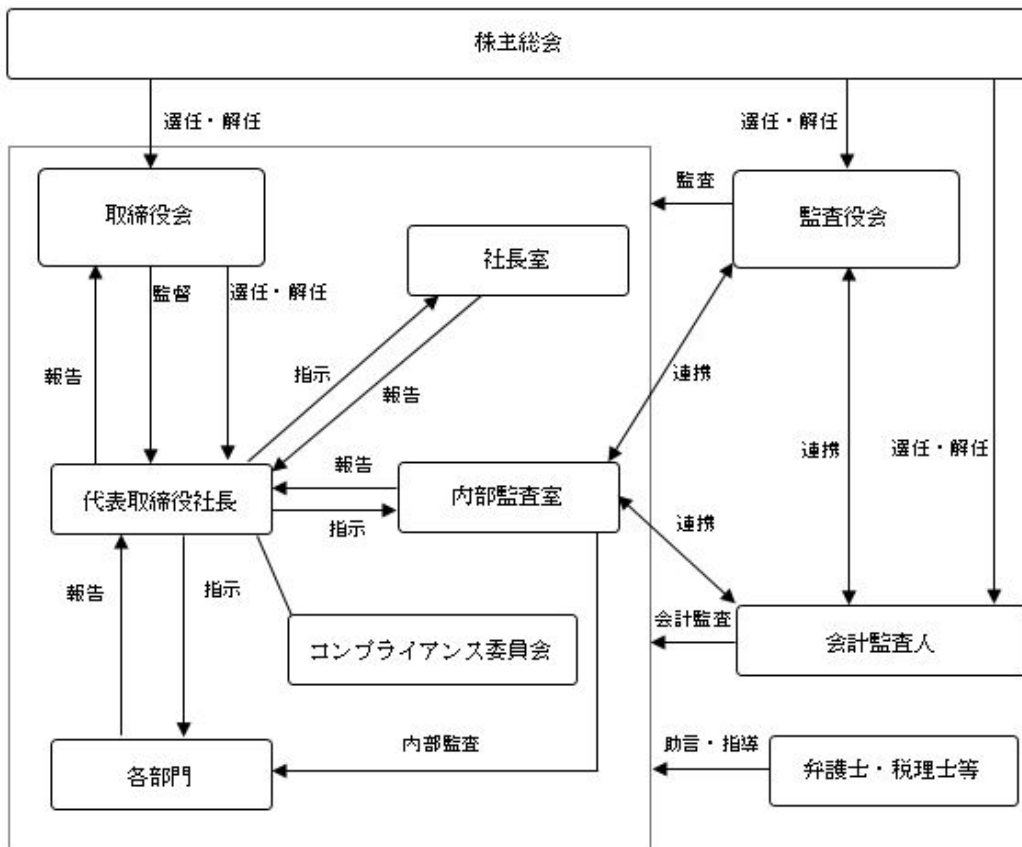
なし

該当項目に関する補足説明

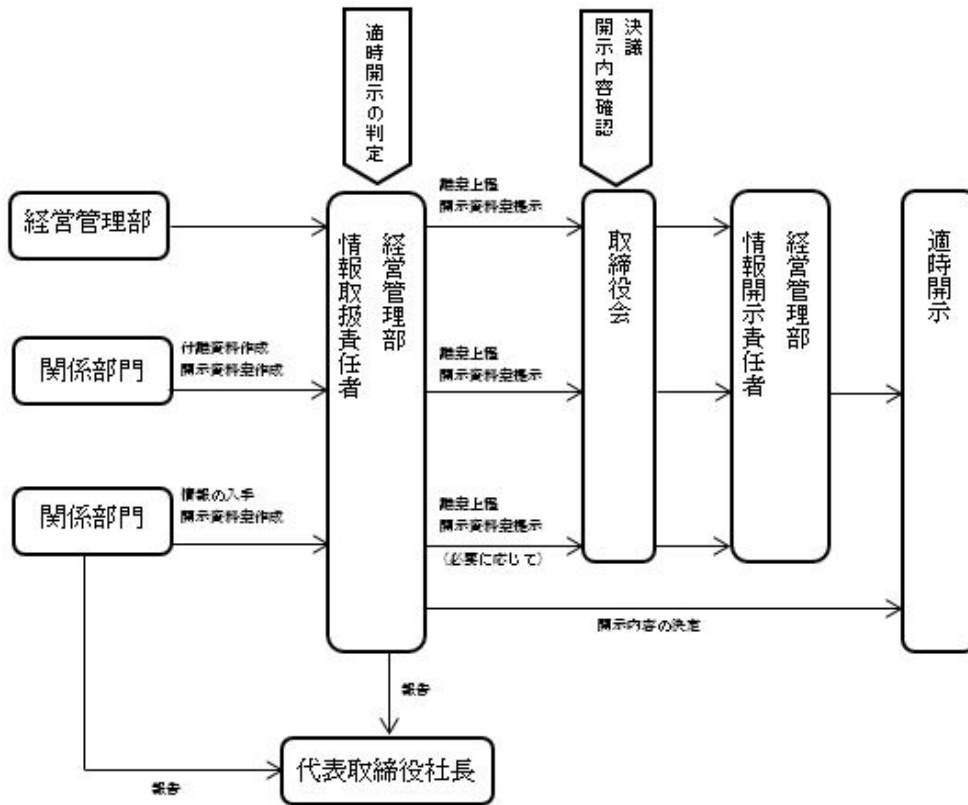
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

当社では、重要な事実に関しましては、情報取扱責任者である経営管理部長が各部署より報告を受けます。情報取扱責任者は、金融商品取引法及び証券取引所が定める適時開示規則等に基づき、適時開示が必要な情報については取締役会に上程し、承認後速やかに開示手続をいたします。情報の開示にあたっては、情報開示責任者である経営管理部長の指示、監督のもと、経営管理部が開示書類の作成等を行い、TDnet へ登録並びに当社のホームページ上に掲載いたします。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上